

中間到達度検証試験の解説

2018年11月14日

松岡 久和

【出題趣旨】

本問は、契約の法定解除（債務不履行解除）の要件、保証人の責任の成否と範囲、契約不適合責任と責任制限について基本的な問題点を尋ねるものである。また、債務者や保証人が損害賠償の範囲を争いうること（損害賠償の範囲）も論点である。保証については、授業で取り上げた論点以外を含むが、条文問題なので、条文をよく見て適用を考えていただきたい。

【解答例】

（問1）

（1）A B間の契約の性質と法定解除の要件

- ・ A B間の甲の開発と製造は、継続的な製作物供給契約。

製作物供給契約は、請負契約と売買契約の両方の性質を有するとされるが、改正法では、請負の特則がない限り、売買契約の規定が準用され、さらに、民法総則、債権総則、契約総則の規定も、請負と売買に等しく適用されるので、契約の性質では大きな違いはない。

- ・ 4000万円を無償貸与する契約は無利息消費貸借契約（587条）。

この契約は返還の期限が初年度末なので、Aは解除をすることなく、当然に返還を請求することができる。

- ・ 相手方と合意した解除ならどのような場合にもいかような解除も可能（契約自由の原則の変形）。本問のAは、Bの意思に反しても契約を終わりにしたいので、債務不履行を理由とする法定解除（541条・542条）の適用を考える必要がある。

- ・ 催告解除（541条）か無催告解除（542条）か。

催告解除が原則、無催告解除がその特則と考えられるので、特則の適用から考える。Aは、本件では契約の全部解除を主張すると思われるので、同条2項の適用が問題になる。

- ・ 無催告解除

BがAの注文した仕様の商品をおよそ製造できない場合であれば、Bの債務の全部不能であり、同条1項1号により、Aは催告することなく、本件契約を解除できる（本件は、Bが可能な履行を拒絶している場合ではないので、同項2号には該当しない。年度内の開発・製造ができないというのは一部不能ではなく遅滞であるため、同項3号にも該当しない。年度単位の継続的契約とはなっているが、本件

契約違反は「特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合」（定期行為の履行遅滞）ではないので、4号にも該当しない。さらに、本件は、不能・遅滞以外の債務不履行が問題になっている場合でもないため、5号も該当しない。

・催告解除

BがAの注文した仕様の商品を製造することはできるが、年度内に製造が間に合わない場合であれば、541条により、Aは相当期間を定めて履行の催告を行い、それでもBが履行しないときに初めて本件契約を解除できる（あらかじめ解除の意思表示（540条1項）をしなくても催告の中に不履行の場合の解除の意思表示を含めて良い。大判大正6・6・27民録23輯1153頁）。

契約の継続を期待するBの利益にも配慮する必要があるため、相当期間が長めに判断されるか、継続的契約を解除するに足りる信頼関係の破壊を必要とするという見解もありえよう。もっとも、いずれにしても、全部の履行が遅れている場合であるため、「その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」という例外には当たらない。

(2) 保証契約の成立並びに有効性及び保証債務の内容

・保証契約の成立並びに有効性

Cは、Bの負うべき債務を個人として保証する旨を明確に書面で約しており（事実2）、保証契約は有効に成立する（446条）。Bの負う債務は、製造物供給契約及び消費貸借契約上の特定の債務なので、個人根保証契約（465条の2）には該当せず、極度額を定めていなくても有効である。

A Cの保証契約は、「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約」（465条の6第1項。貸金等債務については465条の3第1項括弧書き）に該当するが、経営者保証の例外（465条の9第1号）に該当するため、事前に公正証書で保証意思を確認しなくても有効である。また、CはBの代表取締役社長であり、主たる債務者の状況を最も良く知る者であるため、情報提供義務違反による取消権（465条の10）が生じる余地はない。

・保証債務の範囲

「保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う」（446条1項）ため、保証債務は主たる債務と同一内容でなければならない。本件契約のうち、製造物供給契約における開発・製造債務は、C個人で履行することが困難と思われるが、本件の保証契約の趣旨は、その債務の不履行による損害賠償債務や契約が解除された場合の代金返還債務など、金銭債務を負担する趣旨と解されるため、本件の保証債務が同一性を欠いて無効となることはない。

本件の消費貸借契約上の債務は元本額4000万円であり、保証人は同額の責任を

負う。また、保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する（447条1項）。

しかし、たしかにAは、本件の製造物供給契約による15万円×1000台×5年＝7億5000万円の利益を失ったが、同時に解除により8万円×1000台×5年＝4億円の代金債務を免れているため、純粹の逸失利益は多くても差額の7万円×1000台×5年＝3億5000万円である。しかも、Aが予約注文を得ていたのは600台にすぎないため、前年度の7万円×400台＝2800万円や2年目以降の利益をAが取得できることは必ずしも確実ではない。それゆえ、Cは、416条1項の「通常生ずべき損害」は7万円×600台＝4200万円にすぎず、保証債務額が4000万円＋4200万円＝8200万円であると争うことはできよう。

(問2)

・ Bの責任の有無

使用者である体の不自由な高齢者が命にかかわる大けがをするような製品には、目的物が通常有すべき性質が欠けていることが強く推認される。明確な品質基準等の合意がなくても、客観的瑕疵があれば（Bはその評価を争うことができる）、契約不適合の責任が発生する（562条以下）。それは契約違反の債務不履行責任であり、債権者であるAは、債務者であるBに対して、415条の規定による損害賠償を請求することができる（564条。請負契約にも売買のこの規定が559条により準用される）。

Bは、それが自らの責めに帰すべき事由によらないこと（たとえば、被害者または第三者の予見できない誤用などによる避けられない事故であったなど）を主張立証できれば責任を負わない（415条ただし書）。

・ 損害賠償の範囲

債務者Bは、債務不履行から生じた損害のすべてを賠償しなければならないわけではなく、Aが修補に費やした3万円／台の費用が、過大で不可避の損害ではないなどと主張して、416条1項の「通常生ずべき損害」に入らないと争うことができる。債権者Aが自ら招いた損害の拡大を含むとして、過失相殺（418条）を理由とする減額調整を主張することもできよう。

・ 期間制限

事故から1年半を経過していることから期間制限にかからないか問題になる。売買契約でも請負契約でも、契約不適合を知った時から1年以内に契約不適合がある旨を通知をしなければ損害賠償請求はできない（566条本文、637条1項。本問では、566条ただし書および637条2項の例外に該当する事実は見当たらない）。し

民法演習Ⅱ

かし、事件の翌週にAがBに対して甲の改善を申し入れた行為は、契約不適合がある旨の通知と評価され、これによって保存された損害賠償請求権は、権利を行使することができることを知った時から5年の一般の消滅時効（166条1項1号）にかかる。本件では事故から1年半しか経過しておらず、Aは、通知によって保存した損害賠償請求権を、Bの免責立証が認められない限り、行使することができる（Bが賠償の範囲を争うことは上述のとおり可能である）。